

平成24年2月井手町議会（臨時会）会議録

招集年月日

平成24年2月8日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成24年2月8日 午前9時57分議長宣告

応 招 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不 応 招 議 員

な し

出 席 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠 席 議 員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当、 企画財政課長兼務）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、
同和・人権政策課長、児童館長兼務） 西島 楠博
教 育 次 長 木田 修司
（学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）
税 務 課 長 小川 清
高 齢 福 祉 課 長 花木 秀章
（地域包括支援センター所長兼務）
建 設 課 長 奥山 英高
上 下 水 道 課 長 中島 一也
社 会 教 育 課 長 木村 坂次
（図書館長兼務）

会 計 管 理 者 藤林 学
（会計課長兼務）
総 務 課 長 脇本 和弘
住 民 福 祉 課 長 嶋田 昌弘
保 健 医 療 課 長 小川 淳一
（保健センター所長兼務）
産 業 環 境 課 長 藤崎 裕司
いづみ人権交流センター所長 山口 敏彦
学校給食センター所長 田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 池田 清隆
議 会 書 記 乾 浩朗

議 会 書 記 駒 修次
議 会 書 記 寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1 財産取得について同意を求める件
- 2 専決処分の報告について

開 議

午前 9 時 5 7 分

議 事 日 程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

7 番 古川 昭義

1 番 西島 寛道

平成24年2月井手町議会臨時会

議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 第5 議案第1号 財産取得について同意を求める件

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日、汐見町長より2月臨時町議会を招集されました。

議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして、慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては、適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成24年2月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、7番、古川昭義議員、1番、西島寛道議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集、告知されております案件は、財産取得について同意を求める件1件、専決処分の報告について1件であります。

なお、本日の日程は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりいたしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、基幹業務システム機器の購入について、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産取得契約を締結するに当たり、議会の同意が必要となったことによるものであります。また、地方自治法第180条に基づく専決処分を行っておりますので、あわせて提出いたしております。

なお、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。

1月30日、交通対策特別委員会を開催し、お手元に配付いたしております資料のとおり報告いたします。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査結果報告を受理し、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

次に、日程第4、報告第1号、専決処分の報告に入ります。

この件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、理事者より報告を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（報告第1号を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で報告第1号、専決処分の報告を終わります。

次に、日程第5、議案第1号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第1号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 基幹業務システムの更新は12月の補正予算で予算化されているんですけども、そのときに全体として債務負担行為が2年間にわたって9,400万円と。12月補正は2,100万円で、備品購入はサーバだけでなく、ソフトの入れかえとパソコン、プリンターの購入ということも説明があったと思うんですが、今回のこのサーバ5台というのは、いわゆる端末のパソコンやプリンターの額は入らないものなのか。その5台というのはどこに置く、全部庁舎内に置くようなものなのか。

それと、基幹業務システムというのは、そういうものの更新は年次計画で大体決まっていると思うんですが、ことしこれが補正で上がってきたというのはどういうことだったのか、お尋ねしたいと思います。

それと契約そのもので、指名入札ですから、指名業者はだれだれかということと、指名基準ですが、落札された方は町内業者ではないんですけども、指名基準として町内ではできないものなのか、町内業者という基準は設けなかったのはなぜか。それと、予定価格、落札率、最低制限価格以下で失格したような業者があるのかどうかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 谷田議員のご質問であります。この12月に補正をしまして、今回、備品購入で、機器の更新に伴うサーバの5台の機器に伴う同意でございます。5台につきましては、全部庁舎に置く機械でございます。

なぜ、そのシステムを12月にするのかという質問であります。現行の住基また税、介護、福祉等の基幹業務システムの機器の購入につきましては、平成17年度に導入いたしました。機器の購入については、通常、保守期限が5年ありますが、既に平成22年11月のメーカーの通常保守期限から約1年8カ月間の保守延長をしております。部品の在庫状況、またメーカーの保守ができないことと、それとこのサーバの関係につきましては、更新の手の機器の保守期間中に正確にまたスムーズに行うためには、新基幹業務システムのためのサーバ機器を今年度中に整備し、現行システムを新しい機器でも運用できるようにデータを移行し、現行システムの運用と新シス

テムの構築を並行して行うため、この12月補正で補正を組まさせていただきますまして、今執行をしているものでございます。24年度に新たな新システムの移行を予定しておりまして、それにつきましてはまた、債務負担行為でとっております端末機とかを購入する予定でございます。

それと、指名業者につきましては14社を指名しております。うち8社が辞退、6社が応札業者ということでありまして、その応札業者につきましては、株式会社三井田商事、株式会社ケーケーシー情報システム、京都電子計算株式会社、富士通株式会社京都支社、富士電機ITソリューション株式会社京都支店、扶桑電通株式会社京都営業所、この6社でございます。また、指名理由につきましては、基幹系機器等を取り扱っている業者のうち、安定的な供給ができる京都市以南の業者で、指名実績のある業者を選定してきたところでございます。また、予定価格につきましては893万3,000円、落札金額が799万円、落札率につきましては89.44%でございます。

地元業者につきましても、先ほど申しましたように、この基幹系機器等を取り扱っている業者ということで、先ほども指名理由を言わせてもらったんですけども、そういう理由で14社を指名したものでございます。井手町については指名業者はございません。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） はい、谷田議員。

11番（谷田 操） 今、14社指名して8社は辞退したと。最低制限価格以下で失格になった業者はありませんかということ先ほどお尋ねしましたが、お答えがなかったんですけども、それはないのかということ、辞退の理由ですね。辞退というのは別に何も理由を述べずに辞退することができるんですか。やっぱりこういう予定価格ではできないと、安過ぎるということで辞退なのか、指名するのはこっちが指名するわけですから、向こうも何か事情があって受けられないとか、そういう理由は明らかになっていないんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） これについては、物品については最低価格を設けていま

せんので、以下というものではございません。失格者ではございません。それと、辞退の理由については、うちの指名理由またその入札方法によって、その会社の方から辞退届が出たということでございますので、内容等については詳細についてはわかりませんが、そういう形で参加できないということと通知をいただいたものでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより議案第1号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第1号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第1号、財産取得について同意を求める件は同意することに決定しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成24年2月井手町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

閉会 午前10時18分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 西 島 寛 道